

向日市社会福祉協議会 女性活躍推進法に基づく行動計画

女性がより一層活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

○計画期間 令和3年10月1日～令和8年9月30日まで

○目標

女性職員がやりがいをもって働き続けられる環境づくりを更に進め、課長級以上の役職者に占める女性割合を40%以上にする。

○取組内容

- ・職員が自らのキャリアデザインを明確に描けるように支援する。
- ・男女公正な昇進基準となっているか検証し、必要に応じて基準の見直しを行う。
- ・昇進及びキャリアパスに関する規定を整備する。
- ・管理職候補となる職員に対して管理職育成研修を実施する。